

民事訴訟手続を 利用される皆様へ

～核心を捉えた審理のために～



東京地裁民事部では、民事紛争の核心を捉えた適正・迅速な解決を図るために、利用者の皆様に、以下のご協力をお願いしています。

1 具体的な事実の主張

紛争の中心的争点を早期に確認するため、請求や主張を理由づける事実を、具体的に、かつ、簡潔に整理をして、書面に記載してください。

2 証拠の早期提出

主張する事実を裏付ける証拠は、早期に提出してください。また、事実ごとに、対応する証拠の番号を明示しながら主張をしてください。

3 提出期限の順守

裁判所が定めた書面の提出期限は、必ず守っていただくようお願いします。